

諸費用及び報酬に関する規則

公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会定款及び定款施行規則に基づき、会員の入退会の費用、役員報酬、その他の費用等に関する規定を定める。

第18条（役員報酬）

- 1 役員報酬は、その役職により次のとおりとする。
 - (1) 会長 月額 40,000 円
 - (2) 副会長 月額 25,000 円
 - (3) 専務理事 月額 40,000 円
 - (4) 常務理事 月額 25,000 円
 - (5) 支部担当理事
 - ① 鹿児島北支部及び鹿児島南支部担当理事
 - イ) 支部長 月額 25,000 円
 - ロ) 副支部長 月額 20,000 円
 - ハ) 専務 月額 25,000 円
 - ニ) 常務 月額 20,000 円
 - ② ①以外の支部担当理事
 - イ) 支部長 月額 20,000 円
 - ロ) 副支部長 月額 10,000 円
 - ハ) 専務 月額 15,000 円
 - ニ) 常務 月額 10,000 円
- 2 前項の報酬は、必要に応じて総会において改定することができる。
- 3 理事、監事、部長、委員長等の報酬は別に定めることができる。